



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 56, 2025 年 2 月～3 月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社の公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2025 年 2 月～3 月）

内容

A: ESRB、流動性リスクのモニタリングの枠組みを公表（2 月 3 日）	3
B: EIOPA、AI のガバナンスとリスク管理にかかるガイドライン案を公表（2 月 12 日）	4
C: ESAs、重要なサードパーティ・サービス・プロバイダの指定に向けたスケジュールを公表（2 月 18 日） ..	5
D: EIOPA、予測可能な配当の自己資本からの控除にかかるガイダンスを公表（2 月 20 日）	6
E: FSB、暗号資産のピア・レビューの仕様書を公表（2 月 21 日）	7
F: FSB、2025 年の優先課題にかかる取組みの状況を公表（2 月 24 日）	8
G: 豪 ASIC、プライベート市場の規制・監督にかかるディスカッション・ペーパーを公表（2 月 26 日）	9
H: 印 IRDAI、エクイティ・デリバティブにかかるガイドラインを公表（2 月 28 日）	10

A: ESRB、流動性リスクのモニタリングの枠組みを公表（2月3日）

- 欧州システミック・リスク理事会（ESRB）は、「システミックな流動性リスクのモニタリングの枠組み」と題するレポートを公表し、その中で、金融機関や市場の流動性リスクのモニタリングのための枠組みや指標を示した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

目的等	- 本レポートは、対象とするエンティティおよびマーケットを拡大し、また、ストレスの伝播や増幅の傾向を計測するという二つの側面から、もっぱら銀行と国債市場に焦点を当てている現行の枠組みを拡張する形で、システミックな流動性リスクにかかる指標ベースのモニタリングの枠組みを提案するもの。 - 将来的には、本枠組みが、欧州連合（EU）のすべての国・地域において適用可能なモニタリング・ツールを提供するものとなることを目指す。
定義	- 流動性のストレスは、システム全体にわたる反響をもたらし、複数の企業や市場に影響し得るほか、調達流動性（funding liquidity）と市場流動性（market liquidity）との間に波及効果を生じさせ得る。 - 本レポートでは、システミックな流動性リスクを、複数の金融機関において同時に流動性の問題が生じ、主要な市場に影響を与えるリスク、と定義する。
モニタリングの枠組み	- 流動性の監視（surveillance）の枠組みを機能させるためには、以下の四つの主要なステップがある。 ①対象となる主要なエンティティおよび市場の特定 ②調達および市場の流動性のリスクの監視の指標の選定 ③伝播および増幅のリスク、ならびに、調達および市場の流動性の間の相互作用にかかる指標の選定 ④実務上のヒート・マップや複合的な流動性リスクの資料への情報の落とし込み
エンティティおよび市場の特定	- システミックな流動性の観点からの主要なエンティティとは、流動性リスクに対して脆弱性が高い（すなわち、システム全体にわたる流動性の不足を引き起こし得る）、もしくは、ストレスの伝播や増幅の拠点となるエンティティを言う。 ①本質的に大きな流動性のミスマッチを抱えている、また、流動性や満期の変換を行う、②ストレス時に償還される債務を有する、③有価証券の保有を通じて、主要な市場で高いプレゼンスを有している、のいずれか一つ以上の要件を満たす場合、主要なエンティティと考え得る。例として、投資ファンド、銀行、保険会社、年金基金などがあげられる。 - 主要なエンティティは、国・地域によって区々であり、例えば、保険会社は、ベルギー、ドイツ、デンマーク、フランス、イタリア、マルタ、オランダにおいて主要なエンティティであると考えられ得る。 - 主要な市場は、主として、金融システムに対する流動性の提供における役割をもとに特定される。それには、国債市場、無担保短期調達市場、社債市場、カバード・ボンド市場、金利デリバティブ市場、FXデリバティブ市場が含まれる。

流動性の指標	- 調達の流動性リスクは、借換え（rollover）、償還（redemption）、マージン・コール（margin）に関連するリスクをカバーする45の指標で計測する。 - 保険会社については、現金／総資産比率、デリバティブ／総資産比率、デュレーション・レポ（以上が、マージン・コール・リスクに対応。）、資産の集中、資産の流動性、デュレーション・ミスマッチ、解約・失効率（以上が、償還リスクに対応。）が用いられる。 - 市場の流動性リスクは、タイトネス（取引コスト）、即時性（immediacy、執行の速度）、深度と幅（可能な取引の規模と範囲）、をカバーする指標によって計測する。 - 伝播・増幅リスクは、レポ市場の金利や取引量等の調達の条件（financing conditions）、2つ以上のシステム上重要な銀行の破綻の可能性や保険会社と年金基金の資産の集中度等の相互関連性、保険会社のデュレーションや銀行の流動性におけるレバレッジ等のレバレッジ、株式および国債市場のボラティリティによって計測する。
--------	---

インプリケーション：ESRBが開発している流動性リスクのモニタリングの枠組みは、保険会社も対象とするものとなっている点は言及に値する。保険会社に対して流動性リスクの管理の高度化を求める動きは国際的にも高まってきており、そうした意味で、今後、本枠組みがどのように拡充されていくかは注目に値する。

（参考）ESRB ‘ESRB publishes report on a monitoring framework for systemic liquidity risks in financial system’

B: EIOPA、AI のガバナンスとリスク管理にかかるガイドライン案を公表（2月12日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、5月12日を期限として、「AIのガバナンスとリスク管理にかかる見解（Opinion）」（案）を市中協議に付した。その背景や目的は以下のとおり。
 - 2024年7月に官報に掲載された欧州のAI法は、生命保険および健康保険における自然人にかかるリスクの評価や保険料の設定のためのAIシステム（AI systems）の利用を高リスクと位置付けている。高リスクのAIシステムの提供者と利用者は、AI法に定めるガバナンスとリスク管理にかかる一連の要件を遵守しなければならない。
 - AI法において禁止されるAIの利用に該当しない高リスクでないAIシステムは、いくつかの透明性にかかる要件等を除き、現行の各セクターにおける法令の下で運用されることとなる。本意見書の目的は、これらのAIに関し、保険セクターにおいて想定される主要な原則や要件について明確にすること。
- 当該市中協議文書において示されているAIガバナンスとリスク管理の枠組みの主な内容は以下のとおり。

リスクベース・アプローチ	- 保険会社は、AIの様々なユース・ケースのリスクを評価するとともに、リスクに見合ったガバナンスやリスク管理の施策を設けるべきである。 - 影響度の評価は、大規模なデータの処理やAIシステムの自律性の程度、差別的な取扱いが生じる可能性といった一般的な閾値のほか、金融包摂や保険会社の事業の継続性や財務の健全性に与える影響などの保険に固有の閾値を勘案すべきである。
リスク管理態勢	保険会社は、公正性と倫理、データ・ガバナンス、文書化と記録保持、透明性と説明可能性、人による監視、ならびに、正確性、頑健性およびサイバーセキュリティを勘案したガバナンスとリスク管理の態勢を構築すべきである。

公正性と倫理	- 保険会社は、ライフサイクル全体にわたる、また、バリュー・チェーン全体におけるAIシステムの利用について、顧客本位のアプローチを採択すべきである。 - AIシステムの生成物（outcomes）は、公正性や差別の指標を用い、定期的にモニターされ、監査されるべきである。
データ・ガバナンス	保険会社は、AIの利用の潜在的なリスクと整合したデータ・ガバナンスの方針を実施すべきである。データ・ガバナンスは、AIシステムの訓練やテストに用いられるデータが完全であり、正確であり、目的適合的であることを確保すべきである。
文書化と記録保持	保険会社は、訓練およびテスト・データ、ならびに、モデリングのメソドロジーにかかる適切な記録を保持すべきである。
透明性と説明可能性	- 保険会社は、AIシステムの生成物が有意に説明できることを確保するための必要な施策を採択すべきである。 - AIシステムの複雑さが完全な透明性や説明可能性を阻害する場合、保険会社は、補完的なリスク管理の施策を設けるべきである。
人による監視	保険会社は、AIシステムの特性に応じた、かつ、そのライフサイクル全体にわたる、実効的な内部統制のシステムを整備すべきである。取締役会のメンバー、コンプライアンスおよび監査機能、データ保護の担当者など、関係する者の役割と責任は明確に文書化されるべきである。
正確性、頑健性およびサイバーセキュリティ	- AIシステムは、そのライフサイクルにわたり、正確で、頑健で、サイバーセキュリティが確保された形で稼働すべきである。 - AIシステムは、権限の無い第三者がシステムの脆弱性を突くことによって利用やアウトプット、パフォーマンスに変更を加えようとする試みに対して、レジリエントであるべきである。

インプリケーション：欧州のAI法では、自然人の生命保険および健康保険にかかるリスクの評価および保険料の設定のために用いることが意図されるAIシステムは、高リスクなAIシステムの一つとして定義されている。他方で、「AIによる判断が人による査定を上書きしているのではないかと主張されるケースも出てきている¹ように、保険引受時のみならず、保険金の支払いの査定時においてもAIが高いリスクをもたらす可能性はある。EIOPAが公表した今般の意見（案）でも言及されているように、公正性や顧客本位の確保は保険会社によるAIの利用に際して徹底されるべきであり、その意味で、今後、グローバルおよび各国・地域において、必要に応じて、セクター別の規制の必要性にかかる議論が進展することが期待される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA is seeking feedback on its Opinion on Artificial Intelligence governance and risk management’

C: ESAs、重要なサードパーティ・サービス・プロバイダの指定に向けたスケジュールを公表（2月18日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に基づき重要なICTサードパーティ・サービス・プロバイダ（CTPPs）を指定し、今年からその監督を行うことを予定している。
- 今般、ESAsは、CTPPの指定に向けたロードマップを公表した。その概要は以下のとおり。

¹ Financial Times (2025) ‘US health insurers face pressure over AI role in claim decisions’.

情報の収集	監督当局は、2025年4月30日までに、金融機関から受領しているICTサードパーティとの取決めにかかる登録情報（Register of Information）をESAsに提出することが求められる。
重要性の評価	- ESAsは、DORAに基づき、ICTサードパーティ・サービス・プロバイダの重要性（criticality）の評価を行い、2025年7月までに、重要性にかかる分類を通知する。 - ICTサードパーティ・サービス・プロバイダは、当該通知を受けてから6週間以内（9月前半目途）に、合理的な理由とともに、重要性の評価に反対することができる。
最終的な指定	6週間の弁明の期間が経過した後（2025年末目途）、ESAsは、CTPPsを指定し、それらの監督を開始する。

インプリケーション：サードパーティ・サービス・プロバイダが金融ネットワークにおいて果たす役割は日々高まっている中、金融安定の観点からは、重要なサードパーティ・サービス・プロバイダが何らかの規制に服することが必要であると考えられる。主要な国・地域において欧州や英国等と同様のサードパーティ・サービス・プロバイダにかかる規制の枠組みが整備されていくことが期待される。

（参考）EIOPA ‘The ESAs provide a roadmap towards the designation of CTPPs under DORA’

D: EIOPA、予測可能な配当の自己資本からの控除にかかるガイダンスを公表（2月20日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、予測可能な配当（foreseeable dividends）の自己資本の額からの控除にかかる監督上のアプローチを公表した。その主な内容は以下のとおり。

目的	- ソルベンシーIIの委任規則は、保険会社に対して、予測可能な配当の額をその自己資本の額から控除することを求めている。自己資本の分類に関するEIOPAのガイドラインによると、最遅では、取締役会（administrative, management or supervisory body：AMSB）によって宣言もしくは承認された時に予測可能になる。また、2023年末時点における監督上の報告のテンプレートにおける説明書きでは、保険会社は、年間に予測可能な配当を全額控除すべきであると定めている。 - 本ステートメントは、監督上のコンバージェンスを高めるため、保険会社による予測可能な配当の控除についてガイダンスを提供するもの。
現行の実務	- 保険会社は、自己資本から予測可能な配当を控除する際に保険会社が採用しているアプローチは、以下の3つに大別できる。 - 年次の全額控除アプローチ：T-1期の実現利益およびT期の収益から見込まれる配当の額を控除する方法。より保守的で健全な方法ではあるものの、T-1期およびT期の2期分の配当を控除するものであるほか、T期の通年の収益を見積もることが容易でない場合もある。 - 四半期の経過アプローチ：T期の四半期の収益が実現した時点で配当の額を予測可能なものとして認識する方法。T-1期の実現利益からの配当も控除される。この方法では、四半期報告における自己資本のボラティリティが小さくなるほか、予測の信頼性も高まる。

	- 取締役会の承認後に控除するアプローチ：T期の利益からの配当をT+1期の期初における取締役会の承認後に控除する方法。
監督上の期待	• 保険会社が四半期の経過アプローチを採用している場合、監督当局は、特段の措置を講じる必要はない。 • 保険会社がより安定的で予見可能な環境にある場合、または、固定額が配当として支払われることについて高い期待がある、もしくは、その実績がある場合、EIOPAは、年間の全額控除アプローチが実行可能な選択肢であると考えます。 • 予測可能な配当を見積もることが客観的に困難である場合、EIOPAは、取締役会の正式な承認の後に配当額を控除することが実行可能なアプローチであると考えます。

インプリケーション：予測可能な配当の自己資本からの控除の手法は、ソルベンシー規制のコンバージェンスや適用の一貫性を確保する観点から、重要な論点の一つであると考えられる。

(参考) EIOPA ‘EIOPA sets supervisory expectations on the deduction of foreseeable dividends from insurers’ own funds under Solvency II’

E: FSB、暗号資産のピア・レビューの仕様書を公表（2月21日）

- 金融安定理事会（FSB）は、暗号資産の活動にかかるグローバルな規制上の枠組みの実施状況を評価するピア・レビューを実施するための仕様書を公表した。その主な内容は以下のとおり。

目的	• ピア・レビューの目的は、FSBが策定した「暗号資産の活動にかかるグローバルな規制上の枠組み」（以下、「暗号資産の枠組み」）の実施に関し、メンバー国における進捗の状況や実施の中での気づきを調査すること。当該枠組みには、①暗号資産の市場と活動の規制、監督および監視のためのハイレベルな提言、②グローバル・ステーブルコインの取決めの規制、監督および監視にかかるハイレベルな提言、を含む。
具体的な作業	• ピア・レビューでは、FSBのメンバー国と一部の非メンバー国について、特に、①規制上の枠組みとその実施状況、②データ報告、③クロスボーダーでの協力、④ステーブルコインの4つに焦点を当て、暗号資産の枠組みの実施の進捗状況を確認する。
プロセス	• 質問票を用いて情報を収集するほか、官民のステークホルダーとのラウンドテーブルを実施するなどして、追加的に情報を得る。
成果物	• ピア・レビューの結果をとりまとめた報告書が2025年10月に公表される予定。

インプリケーション：例えば、デロイトのアジア太平洋規制戦略センター（Centre for Regulatory Strategy Asia Pacific）が2025年2月に公表した「2025年アジア・パシフィック金融サービス規制のアウトルック（2025 Asia Pacific Financial Services Regulatory Outlook）」は、暗号資産の市場が拡大する中、その規制は各国でバラバラである、と指摘している²。FSBによるピア・レビュー等を通じて、暗号資産にかかる規制のクロスボーダーでのハーモナイゼーションが進展することが期待される。

(参考) FSB ‘Thematic Peer Review on FSB Global Regulatory Framework for Crypto-asset Activities’

² Deloitte (2025) ‘Innovating Through Complexity- 2025 Asia Pacific Financial Services Regulatory Outlook’, <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/financial-services/deloitte-cn-fs-acrs-2025-regulatory-outlook-en-250220.pdf>.

F: FSB、2025 年の優先課題にかかる取組みの状況を公表（2 月 24 日）

- 金融安定理事会（FSB）は、2月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議に先立ち、FSBとしての優先課題等を示したレターをG20財務大臣・中央銀行総裁に送付した。同レターの主な内容は以下のとおり。

実施	- 今年の実施状況（implementation）のモニタリングには、これまでに策定した施策の実施状況のモニタリングの戦略的なレビュー、暗号資産およびグローバル・ステーブルコインにかかる取決めのためのグローバルの規制上の枠組みの実施状況のピア・レビューを含む。 「戦略的なレビュー」は、金融危機以降の規制改革のモニタリングの実効性を評価し、さらなる対応が必要な領域を特定することにつながるものとなる。
クロスボーダー送金	- クロスボーダー送金（cross-border payments）については、クロスボーダーで協調して対応することが必要となる構造的な課題が認められている。FSBは、クロスボーダー送金における障害（frictions）に大きな影響を受ける国・地域やセグメントにおける検討状況を注視していく。 10月には、より速く、より安価で、より透明で利用可能なクロスボーダー送金という目標の実現に向けた取組みにかかるプロGRESS・レポートを公表する。FSBは、その目標を達成するため、国際決済銀行の決済・市場インフラ委員会（CPMI）等と連携し、エンドユーザーの体験の改善に焦点を当てる。
ノンバンク金融仲介（NBFI）	- FSBは2025年7月、NBFIのレバレッジに起因する金融安定のリスクに対応するための政策提言を公表する。NBFIセクターのレジリエンスを高めるためには、各国がその政策を実施することが重要となる。 - また、NBFIセクターの脆弱性にかかる理解を高め、それを低減できるよう、データの課題について検討を進める。
デジタル・イノベーション	- FSBは、暗号資産にかかる提言の実施状況にかかるピア・レビューを実施するとともに、金融監督当局によるAIの利用のモニタリングと関係する脆弱性の評価にかかる報告書を公表する。 - また、サーバー・レジリエンスにかかる作業を継続し、その一環として、オペレーショナル・インシデントの報告と情報交換（format for operational incident reporting exchange：FIRE）のテンプレートを最終化する。
気候関連の財務リスク	FSBは、気候関連の脆弱性やリスクがグローバルの金融安定に与える影響を評価するため、分析の枠組みとツールキットの運用に焦点を当てる。

インプリケーション：記事Gではオーストラリアの事例を紹介しているが、プライベート市場の拡大は今後も続くものと考えられている³。例えば、FSBのノンバンク金融仲介にかかる取組みの中で、今後、プライベート・クレジット・ファンドやそれと関係するプライベート・エクイティ・ファンド、それらの者と出資等の金融上の関係がある再保険会社が金融システムに与える潜在的なリスクにもより注目が集まることが期待される。

（参考）FSB ‘FSB Chair’s letter to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: February 2025’

³ 例えば、BlackRock (2025) ‘2025 Private markets Outlook’。

G: 豪 ASIC、プライベート市場の規制・監督にかかるディスカッション・ペーパーを公表（2月26日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、4月28日を期限として、「進化するオーストラリアの資本市場：パブリック市場とプライベート市場の間におけるダイナミクスにかかるディスカッション・ペーパー」と題する文書を市中協議に付した。同文書の主な内容は以下のとおり。

オーストラリアの資本市場の概況等	- オーストラリアでは、IPOの数が過去10年で最も少ない状況にある。上場企業の多くが金融および鉱業セクターに属する企業であり、成長をドライブするセクターの企業が少ないほか、多くの企業は、非上場もしくは米国での上場を選択する傾向にある。 - ASICは、オーストラリアの公開市場の将来に懸念を有している。市場の質、多様性および深度の低下は、経済や投資にネガティブな影響を与え得る。資本市場がパブリックからプライベートへとシフトしている中、ASICとしては、プライベート市場のリスクを理解し、それに対応していく必要がある。ASICは、特に、プライベート・クレジットに焦点をあてている。 - オーストラリアの退職年金基金（superannuation funds）は、プライベート市場の成長を加速させる可能性がある。プライベート市場は、より多様な投資家が投資し易くなる可能性はあるものの、その透明性の低さは、投資家の意思決定や監督当局の監督に課題をもたらし得る。
ASICの4つの視点と検討のポイント	- 健全なパブリック市場 - パブリック市場は、公共財を提供するとともに、ビジネスと資本を結びつけることによって、経済の成長を促進する。バランスのとれた規制は、投資家の保護を確保しつつ、新規上場や市場の活力を醸成するものとなる。 - 検討のポイント：オーストラリアのパブリック市場の魅力はどのように高め得るか。 - プライベート市場のリスク、ならびに、市場の効率性および信頼 - 効率的な資本の配分は、経済の成長とイノベーションを加速させる。情報の非対称性、利益相反、評価（valuation）およびレバレッジのリスクは、市場の効率性と投資家の公正な取扱いを損ない得る。 - 検討のポイント：プライベート市場の規制・監督は適切であるか。 - プライベート市場への個人投資家の参加 - 個人投資家は、多様な機会へのアクセスから便益を受け得る。退職年金基金やマネージド・ファンドのような仲介者は、投資家の保護において重要な役割を果たす。 - 検討のポイント：個人投資家の保護の観点から、個人投資家のプライベート市場への投資にかかる現行の規制は適切であるか。 - 金融システムの透明性とモニタリング - 監督は、金融システムにおけるレジリエンスと信頼を促進する。実効的なモニタリングは、適切な透明性と市中開示および当局へのレポートに依拠する。 - 検討のポイント：パブリック市場およびプライベート市場の透明性はどのように高め得るか。

インプリケーション：記事Fのインプリケーションでも述べたとおり、金融安定の観点から、また、市場の健全性や効率性、投資家の保護等の観点から、プライベート市場の規制・監督にかかる議論が進展することが期待される。

（参考）ASIC ‘Advancing Australia’s regulatory roadmap for public and private capital markets’

H: 印 IRDAI、エクイティ・デリバティブにかかるガイドラインを公表（2月28日）

- インド保険規制開発庁（IRDAI）は、保険会社のエクイティ・デリバティブの利用にかかるガイドラインを公表した。その主な内容は以下のとおり。

背景等	- 現状、保険会社には、インド・ルピー建ての金利先渡取引（forward rate agreements）、金利スワップ、上場金利先物取引、および、クレジット・デフォルト・スワップ（プロテクションの買い手）のデリバティブ取引を行うことが認められている。 - こうした中、保険会社が株式への投資を増加させており、エクイティ・デリバティブを通じたヘッジ取引を許可する要望が高まっていた。本ガイドラインは、それに応えるもの。
目的	保険会社が、株式市場のボラティリティのヘッジ、株式投資の市場価値の保持、株式ポートフォリオのリスクの低減を目的としてエクイティ・デリバティブ取引を行うことが認められる。
利用可能な取引	- 保険会社は、取引所で取引されている以下のエクイティ・デリバティブを利用することができる。 - 株式先物取引および指数先物取引：保有する株式について、ショート・ポジションを持つことができる。 - 株式オプション取引および指数オプション取引：保有する株式について、ロング・ポジションを持ち、また、プット・オプションの買い手となることができる。
対象となるファンド	- 保険会社は、以下のファンドについてエクイティ・デリバティブを利用することができる。 - 株式に投資することができるユニットリンク・ファンド - 生命保険ファンド - 年金（pension and annuity）および団体保険ファンド - 損害保険もしくは健康保険会社の投資資産
制限等	- 各ファンドのエクイティ・デリバティブの想定元本ベースでの総額は、同じファンドにおける保有株式の市場価額を超えてはならない。市場の動きによってそのような状態が生じることとなった場合、15日以内にその状態が解消される必要がある。 - 株式先物契約と株式プット・オプションの総数は、投資として保有する株式の数を超えてはならない。 - 指数先物および指数プット・オプションを通じたヘッジの想定元本は、ファンドの株式の保有額の非ヘッジ部分（＝株式ポートフォリオの時価－株式先物および株式オプションの想定元本）の市場価額の20%を超えてはならない。 - 指数先物および指数オプションを通じたヘッジは、ヘッジの開始時およびヘッジ期間において、ヘッジ手段の損失とヘッジ対象の利益（その逆の場合も含む。）の比率が80%から125%の

	範囲内にある場合、高い有効性（highly effective）があるとみなされる。その範囲に留まらない場合、ヘッジ・ポジションを解消しなければならない。保険会社は、少なくとも四半期に一度、有効性のテストを行わなければならない。
リスク管理	• エクイティ・デリバティブは、保有する株式のリスクをヘッジする目的のためのみに利用できる。 • 保険会社の取締役会は、ヘッジ会計の枠組みとヘッジの有効性の検証の手法等を含むエクイティ・デリバティブにかかるヘッジの方針を承認しなければならない。 • 保険会社は、必要なリスク管理の態勢を構築しなければならない。
ガバナンス	• 保険会社の取締役会と役員は、エクイティ・デリバティブ取引のリスクを正しく認識していなければならない。 • エクイティ・デリバティブの取引等の状況は、少なくとも四半期に一度、リスク管理委員会に報告されなければならない。 • 保険会社は、ユニットリンク型の保険商品の募集資料において、予定しているエクイティ・デリバティブ取引およびそのリスク等にかかる情報を開示しなければならない。

インプリケーション：インドの保険会社が株式への投資を増加させていることは注目に値する。各国・地域の規制の同等性の観点から、同国の資本規制が保険会社の投資行動に与える影響について分析することも有意であると考えられる。

（参考）IRDAI ‘Guidelines on Hedging Through Equity Derivatives’

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301